

【表紙】

| | |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成25年2月4日提出 |
| 【計算期間】 | 第29特定期間 (自平成24年5月8日至平成24年11月5日) |
| 【ファンド名】 | ユーロ・ソブリン・オープン |
| 【発行者名】 | 国際投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 吉松 文雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 井口 文雄 |
| 【連絡場所】 | 本店の所在の場所に同じ |
| 【電話番号】 | 03(5221)6110 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

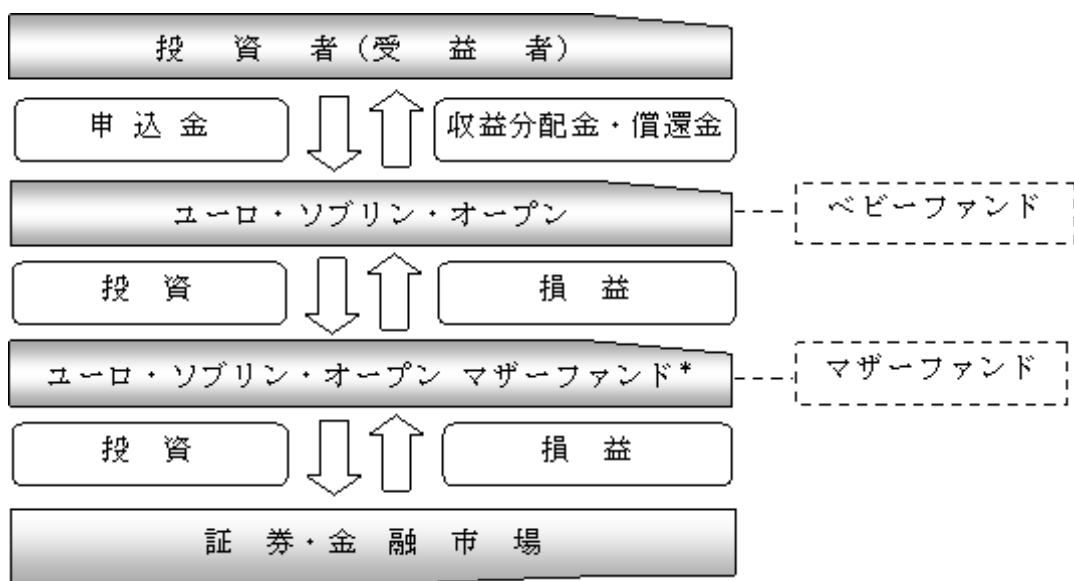
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、高水準かつ安定的なインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

1,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|-----------|--------|------------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 |
| | | 資産複合 |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|----------|---------|------------------|---------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー | あり |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | ファンド | (適時ヘッジ) |
| | 年12回(毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 | 中南米 | | |
| その他資産 | | アフリカ | ファンド・オブ ・ファンズ | なし |
| (投資信託証券(債券 一般・高格付債)) | | 中近東(中東) | | |
| 資産複合 | | エマージング | | |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|----------------------------------|---|
| その他資産 (投資信託証券(債券 一般・高格付債)) | 投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券(一般* 高格付債* ¹)に投資する。 * 一般とは、公債* ² 、社債* ³ 、その他債券* ⁴ 属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年6回(隔月) | 目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 欧州 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジあり (適時ヘッジ) | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものうち適時ヘッジを行うものをいう。 |

* 1 高格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

* 2 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。


* 3 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しておりません。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

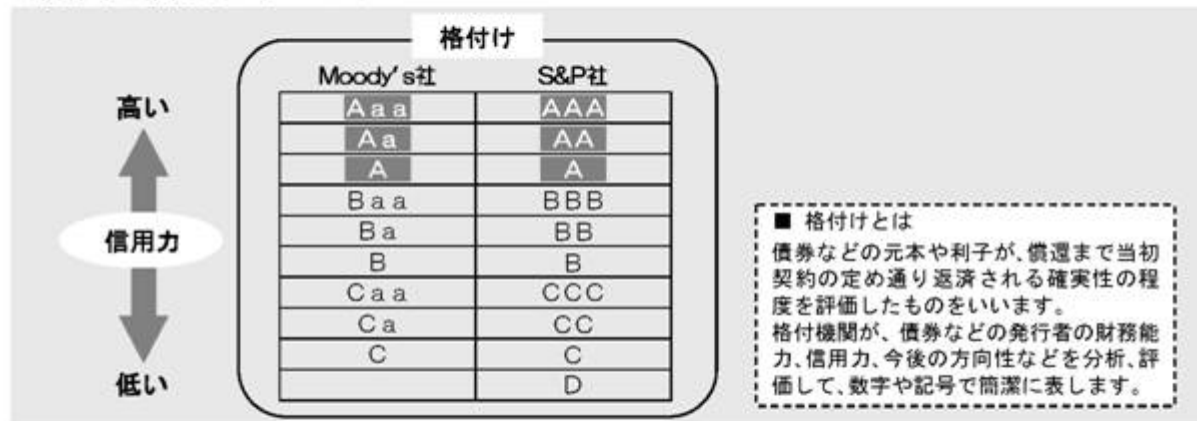
ファンドの特色


ファンドの特色
① EU加盟諸国の信用度の高い公社債に投資を行います。

- ソブリン債券*を中心に投資を行い、事業債等にも一部投資を行います。
- 原則として、A格以上の格付けを有する債券に投資を行います。

*【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

<格付けと信用力のイメージ>

<現在の主要投資対象国および国債の格付け状況（2012年11月30日現在）>

| | Moody's社 | S&P社 | | Moody's社 | S&P社 |
|---------|----------|------|--------|----------|------|
| フィンランド | Aaa | AAA | オーストリア | Aaa | AA+ |
| ドイツ | Aaa | AAA | フランス | Aa1 | AA+ |
| ルクセンブルク | Aaa | AAA | ベルギー | Aa3 | AA |
| オランダ | Aaa | AAA | チェコ | A1 | AA |
| デンマーク | Aaa | AAA | スロバキア | A2 | A |
| スウェーデン | Aaa | AAA | ポーランド | A2 | A |
| イギリス | Aaa | AAA | スロベニア | Baa2 | A |

※上記の主要投資対象国は将来変更となる可能性があります。

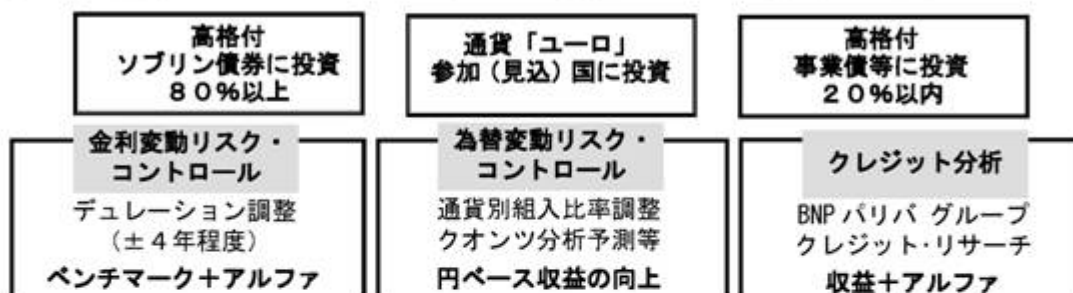
※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

※国債の格付け（自国通貨建長期債務格付け）は、①Moody's社の格付け順、②S&P社の格付け順に表記しています。

（出所）Bloomberg

② ソブリン債券を中心とした公社債からの長期的に安定した利子収入の確保とともに、信託財産の成長を目指します。

- 金利・為替変動リスクのコントロール等により、投資収益の向上を目指します。



- 中長期的な金利・為替見通しに基づき、債券ポートフォリオの国別配分およびデュレーション*、通貨別組入比率を決定します。

・デュレーションは、ベンチマークに対して±4年程度で調整を行い、ベンチマーク+アルファの追求をはかります。

*【デュレーション】

「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

- 通貨別組入比率の調整は、債券組入比率の調整によるほか、投資収益確保のため一部の通貨で為替取引（相対的に上昇する（強い）と予想される通貨を買い建て、相対的に下落する（弱い）と予想される通貨を売り建てる取引）を行う場合があります。また、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

＜為替取引のイメージ＞ ※スウェーデン・クローナが相対的に上昇し、ユーロが相対的に下落すると予想した場合



(注) 上記は、為替取引を簡単に説明するために図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。

- シティグループ欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

シティグループ欧州世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券インデックスで、1984年12月末を100とする欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行います。これを保証するものではありません。

- BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、フランスに本拠を置くBNPパリバ グループの資産運用の日本における拠点として、有価証券等に関する投資顧問業務、証券投資信託における委託会社としての業務およびそれらに付帯する業務を行っています。

※資金動向や市況動向等によっては、①、②のような運用ができない場合があります。

③ 隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年1、3、5、7、9、11月の5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

【収益分配方針】

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

* 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

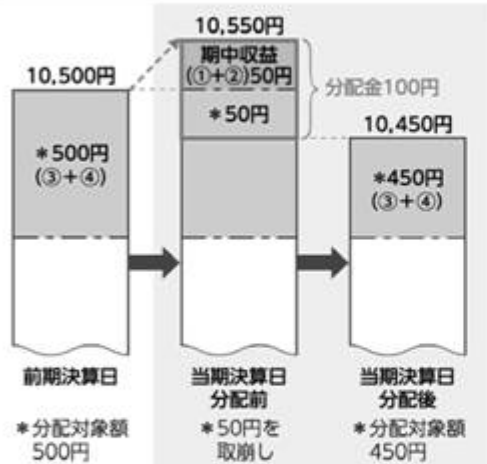
投資信託から分配金が支払われるイメージ



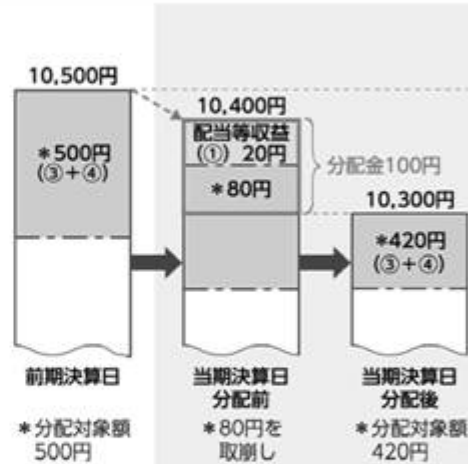
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合（イメージ）



前期決算日から基準価額が下落した場合（イメージ）



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）

期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

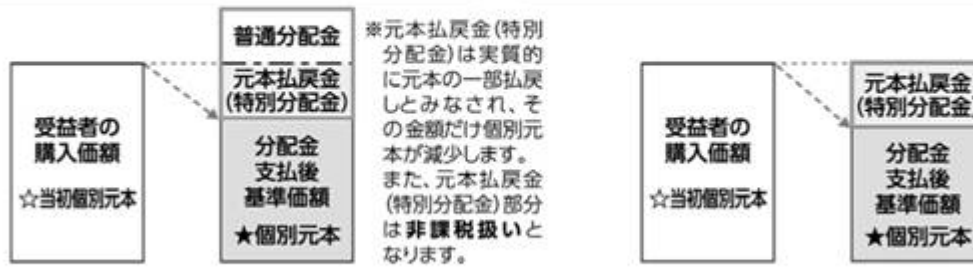
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

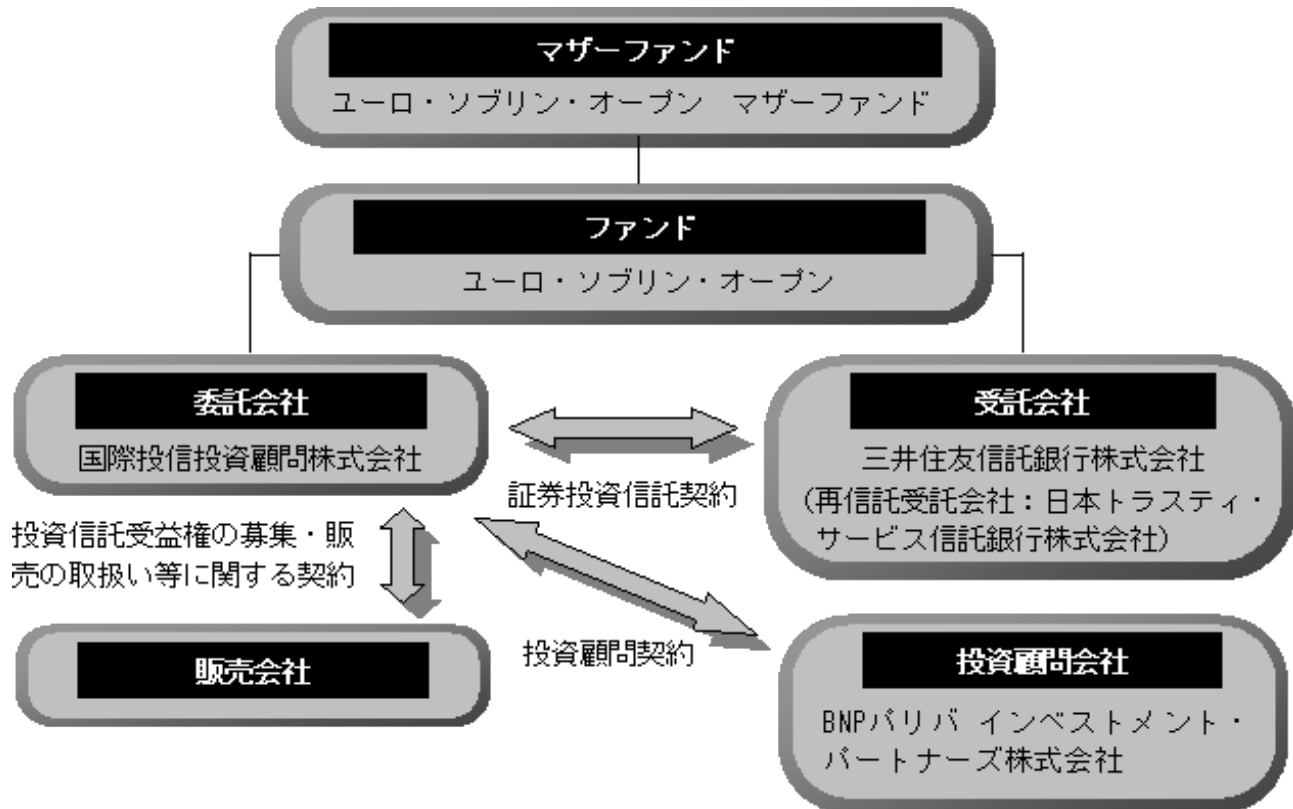
平成10年7月31日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成14年2月1日 ファミリーファンド方式へ移行

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（三井住友信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）
信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。
- 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
信託財産の運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a. 資本金（平成24年11月末現在）

26億 8 千万円

b. 沿革

昭和58年 3 月 1 日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成 9 年 7 月 1 日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成24年11月末現在）

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------------|-----------------------|--------|--------|
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 | 7,161株 | 55.09% |
| 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号 | 1,400株 | 10.77% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号 | 899株 | 6.91% |

d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

主として、ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じてEU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債に投資を行います。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じてEU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類（約款第12条の3）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5） 信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限ります。）に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

運用の指図範囲（約款第13条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたユーロ・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a . 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f . コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、a . から f . までの証券または証書の性質を有するもの
- h . 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- i . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j . 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- k . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l . 外国の者に対する権利でk . の有価証券の性質を有するもの
 - a . の証券または証書およびg . の証券または証書のうち、a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b . から e . までの証券およびg . の証券または証書のうちb . から e . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第13条第2項)

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利でe . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用(約款第13条第3項)

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa . から f . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

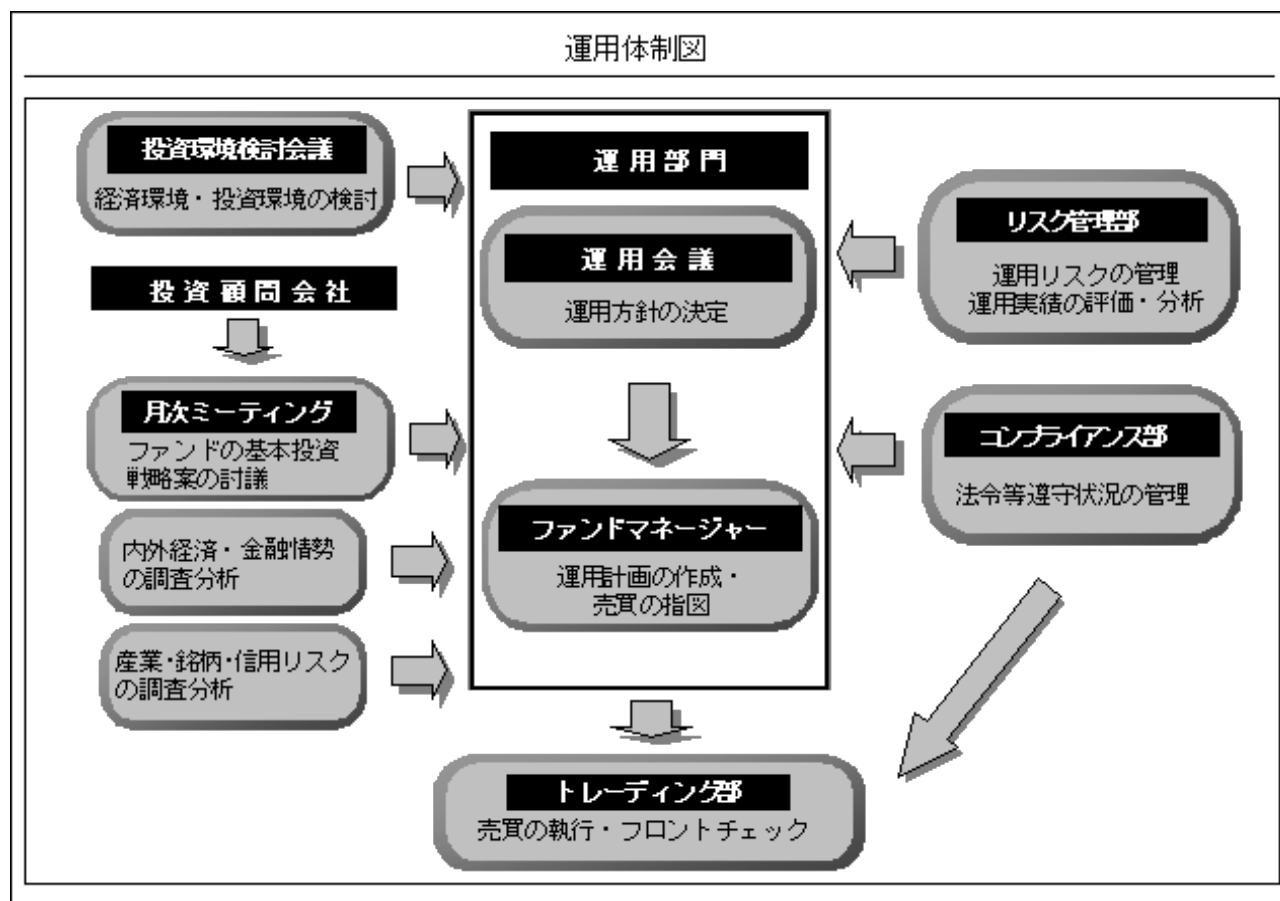
(3)【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。(平成24年11月末現在)

| 会議 | 役割・機能 |
|----------|---|
| 投資環境検討会議 | 原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。 |

| | |
|------|--|
| 運用会議 | 原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。 |
|------|--|

| 組織 | 役割・機能 |
|------------------|--|
| 運用部門（ファンドマネージャー） | ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。 |



参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー3名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎年1、3、5、7、9、11月の5日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象

収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針3．投資制限(1)）

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資（約款 運用の基本方針3．投資制限(2)）

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針3．投資制限(7)）

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限（約款第13条第4項および第5項）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（約款第15条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限（約款第16条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の

一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約の指図（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第30条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

EU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債を主要投資対象とします。原則として信託財産の純資産総額の80%以上をソブリン債（国債および政府保証債等）に投資します。

信託財産の純資産総額の20%を上限に、事業債等に投資を行うことがあります。

ファンダメンタルズ分析・計量分析を基本とした金利・為替見通しに基づき、カントリー・アロケーション、デュレーション、通貨ポジションを決定します。

外貨建資産の為替変動に対しては、中長期的な為替予測に基づきリスク管理します。為替マネジメントはヘッジ目的および収益の確保を目指してアクティブに行います。

2. 投資対象

EU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクならびに為替変動リスクの回避、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。

(5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。

(6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行っているため、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「シティグループ欧州世界国債インデックス（円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

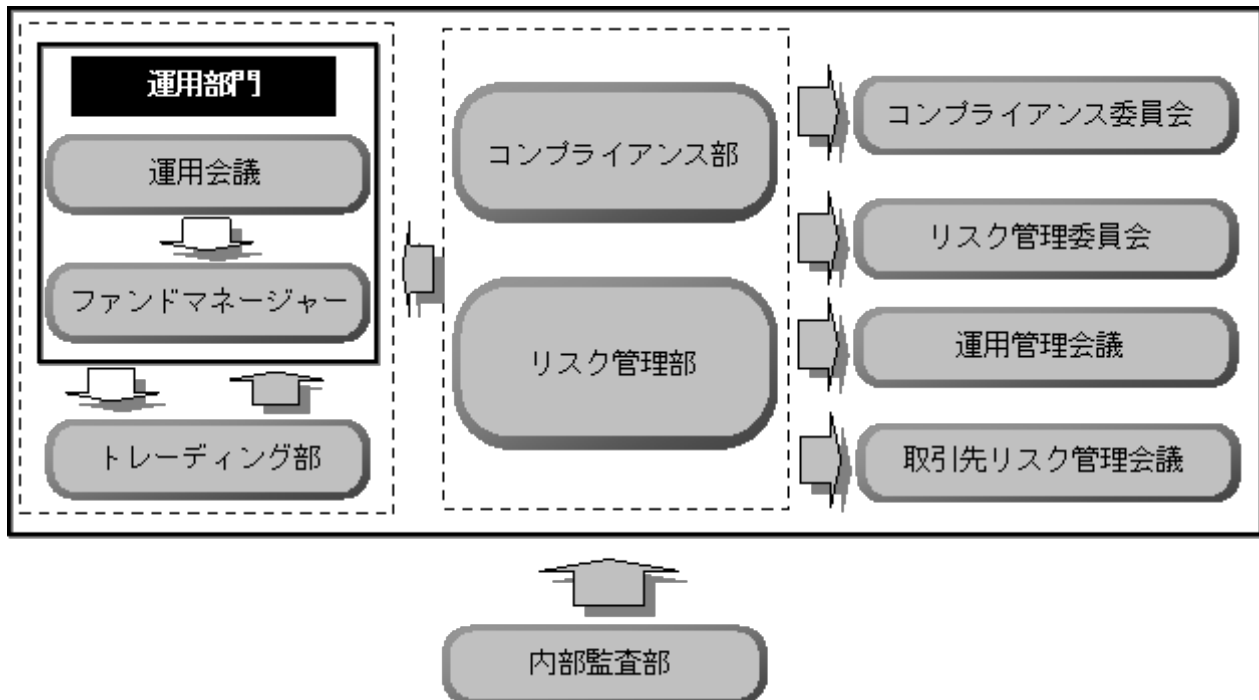
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

| |
|-----------------------|
| 手数料率：上限3.15%（税抜3.00%） |
|-----------------------|

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1025%（税抜1.0500%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成24年11月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

（委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。）

| 純資産総額に応じて | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 信託報酬率 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 500億円以下の部分に対して | 年0.6825% （税抜0.6500%） | 年0.3675% （税抜0.3500%） | 年0.0525% （税抜0.0500%） | 年1.1025% （税抜1.0500%） |
| 500億円超1,000億円以下の部分に対して | 年0.5775% （税抜0.5500%） | 年0.4725% （税抜0.4500%） | | |
| 1,000億円超の部分に対して | 年0.4725% （税抜0.4500%） | 年0.5775% （税抜0.5500%） | | |

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は平成24年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

| 期間 | 対象 | 課税対象 | 所得の種類 | 税率等 |
|-------------------|--------------|-------|-------|--|
| 平成25年 1月1日から | 収益分配金 | 普通分配金 | 配当所得 | 源泉徴収（申告不要）10.147% ^{*1} (所得税7.147% ^{*1} 地方税3.000%) |
| 平成25年 12月31日まで | 一部解約金 償還金 | 譲渡益 | 譲渡所得 | 申告分離課税 ^{*2} 10.147% ^{*1} (所得税7.147% ^{*1} 地方税3.000%) |
| 平成26年 1月1日から | 収益分配金 | 普通分配金 | 配当所得 | 源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%) |
| 平成49年 12月31日まで | 一部解約金 償還金 | 譲渡益 | 譲渡所得 | 申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%) |

* 1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

* 2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

| | 所得税法上の対象額 | 税率等 |
|-------|--------------|---|
| 収益分配金 | 普通分配金額 | 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは 源泉徴収7.147% [*] （所得税） |
| 一部解約金 | 解約価額の個別元本超過額 | |
| 償還金 | 償還価額の個別元本超過額 | 平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% [*] （所得税） |

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年11月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------------------------|----|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,384,943,258 | 99.70 |
| 現金・預金・その他の資産 (負債控除後) | | 7,144,104 | 0.30 |
| 合計(純資産総額) | | 2,392,087,362 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

（平成24年11月30日現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-------------------------|--------|---------------|---------|
| 国債証券 | ドイツ | 72,919,357 | 2.72 |
| | フランス | 581,021,623 | 21.68 |
| | イギリス | 123,387,683 | 4.60 |
| | オランダ | 24,101,610 | 0.90 |
| | ベルギー | 250,550,407 | 9.35 |
| | オーストリア | 151,354,275 | 5.65 |
| | フィンランド | 49,686,396 | 1.85 |
| | ポーランド | 426,038,912 | 15.89 |
| | 小計 | 1,679,060,263 | 62.64 |
| 特殊債券 | ドイツ | 223,301,097 | 8.33 |
| | 国際機関 | 332,177,742 | 12.39 |
| | 小計 | 555,478,839 | 20.72 |
| 社債券 | フランス | 92,514,807 | 3.45 |
| | イギリス | 147,788,919 | 5.51 |
| | オランダ | 62,416,990 | 2.33 |
| | スウェーデン | 30,776,168 | 1.15 |
| | アイルランド | 47,087,002 | 1.76 |
| | 小計 | 380,583,886 | 14.20 |
| 現金・預金・その他の資産 （負債控除後） | | 65,534,978 | 2.44 |
| 合計（純資産総額） | | 2,680,657,966 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成24年11月30日現在）

| 取引所 | 種類 / 名称等 | 簿価（円） | 時価（円） | 投資比率（%） |
|---------------|----------|------------|------------|---------|
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | |
| | 買建 | | | |
| | ユーロ | 80,467,840 | 85,232,000 | 3.18 |
| | 売建 | | | |
| | イギリス・ポンド | 85,470,450 | 85,520,500 | 3.19 |

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/ 地域 | 総口数（口） | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 （%） |
|----|--------------------------|---------------|----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------|
| | | | | | 単価 （円） | 金額 （円） | 単価 （円） | 金額 （円） | |
| 1 | ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | 日本 | 1,532,247,516 | 1.4894 | 2,282,129,451 | 1.5565 | 2,384,943,258 | 99.70 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成24年11月30日現在）

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率（%） |
|---------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 99.70 |
| 合計 | | 99.70 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 通貨 | 券面総額 | 帳簿価額 | | 評価額 | | | 利率 (%) | 償還期限 | 投資比率 (%) |
|----|--------|------|--------------------------|-----------|-----------|--------|--------------|--------|--------------|-------------|--------|-------------|----------|
| | | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 金額 (円) | | | |
| 1 | ドイツ | 特殊債券 | KFW '200120 | ユーロ | 1,800,000 | 115.76 | 2,083,680.00 | 116.43 | 2,095,740.00 | 223,301,097 | 3.625 | 2020年1月20日 | 8.33 |
| 2 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND '220923 | ポーランド・ズロチ | 7,000,000 | 112.21 | 7,854,950.00 | 114.19 | 7,993,650.00 | 208,314,519 | 5.75 | 2022年9月23日 | 7.77 |
| 3 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '251025 | ユーロ | 1,100,000 | 138.11 | 1,519,210.00 | 140.23 | 1,542,585.00 | 164,362,431 | 6 | 2025年10月25日 | 6.13 |
| 4 | 国際機関 | 特殊債券 | EFSF '171130 | ユーロ | 1,260,000 | 100.52 | 1,266,588.40 | 100.46 | 1,265,796.00 | 134,870,563 | 1.125 | 2017年11月30日 | 5.03 |
| 5 | 国際機関 | 特殊債券 | EUROPEAN UNION '271104 | ユーロ | 1,000,000 | 101.23 | 1,012,300.00 | 100.83 | 1,008,370.00 | 107,441,823 | 2.5 | 2027年11月4日 | 4.00 |
| 6 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '190425 | ユーロ | 800,000 | 117.54 | 940,320.00 | 118.65 | 949,240.00 | 101,141,522 | 4.25 | 2019年4月25日 | 3.77 |
| 7 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND '191025 | ポーランド・ズロチ | 3,500,000 | 108.08 | 3,782,975.00 | 110.42 | 3,864,700.00 | 100,714,082 | 5.5 | 2019年10月25日 | 3.75 |
| 8 | イギリス | 国債証券 | UK TREASURY '220307 | イギリス・ポンド | 600,000 | 119.92 | 719,520.00 | 120.64 | 723,840.00 | 95,358,681 | 4 | 2022年3月7日 | 3.55 |
| 9 | イギリス | 社債券 | HSBC BANK PLC '161130 | ユーロ | 760,000 | 110.35 | 838,713.20 | 110.30 | 838,333.20 | 89,324,402 | 3.75 | 2016年11月30日 | 3.33 |
| 10 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM KINGDOM '180328 | ユーロ | 700,000 | 113.99 | 797,930.00 | 115.32 | 807,240.00 | 86,011,422 | 4 | 2018年3月28日 | 3.20 |
| 11 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '350425 | ユーロ | 600,000 | 127.53 | 765,180.00 | 128.87 | 773,250.00 | 82,389,787 | 4.75 | 2035年4月25日 | 3.07 |
| 12 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND '140425 | ポーランド・ズロチ | 2,900,000 | 102.65 | 2,976,937.00 | 102.99 | 2,986,855.00 | 77,837,441 | 5.75 | 2014年4月25日 | 2.90 |
| 13 | オーストリア | 国債証券 | AUSTRIA '180115 | ユーロ | 600,000 | 118.92 | 713,550.00 | 119.52 | 717,120.00 | 76,409,136 | 4.65 | 2018年1月15日 | 2.85 |
| 14 | オーストリア | 国債証券 | AUSTRIA '220420 | ユーロ | 600,000 | 115.32 | 691,950.00 | 117.23 | 703,380.00 | 74,945,139 | 3.65 | 2022年4月20日 | 2.79 |
| 15 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '200425 | ユーロ | 600,000 | 112.78 | 676,710.00 | 114.18 | 685,080.00 | 72,995,274 | 3.5 | 2020年4月25日 | 2.72 |
| 16 | オランダ | 社債券 | SIEMENS FINAN '170220 | ユーロ | 500,000 | 117.40 | 587,005.00 | 117.16 | 585,800.00 | 62,416,990 | 5.125 | 2017年2月20日 | 2.32 |
| 17 | フランス | 社債券 | SANOFI-AVENTIS '160518 | ユーロ | 500,000 | 112.85 | 564,265.00 | 112.67 | 563,395.00 | 60,029,737 | 4.5 | 2016年5月18日 | 2.23 |
| 18 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '171025 | ユーロ | 480,000 | 115.83 | 556,008.00 | 116.53 | 559,344.00 | 59,598,103 | 4.25 | 2017年10月25日 | 2.22 |
| 19 | イギリス | 社債券 | BARCLAYS BK PLC '160315 | ユーロ | 500,000 | 109.64 | 548,240.00 | 109.74 | 548,705.00 | 58,464,517 | 4.125 | 2016年3月15日 | 2.18 |
| 20 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '220425 | ユーロ | 500,000 | 107.55 | 537,750.00 | 109.15 | 545,750.00 | 58,149,662 | 3 | 2022年4月25日 | 2.16 |
| 21 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM KINGDOM '280328 | ユーロ | 400,000 | 131.36 | 525,460.00 | 134.56 | 538,240.00 | 57,349,472 | 5.5 | 2028年3月28日 | 2.13 |
| 22 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM KINGDOM '260328 | ユーロ | 440,000 | 118.32 | 520,630.00 | 121.20 | 533,302.00 | 56,823,328 | 4.5 | 2026年3月28日 | 2.11 |
| 23 | 国際機関 | 特殊債券 | EUROPEAN INVT BK '281207 | イギリス・ポンド | 300,000 | 134.09 | 402,270.00 | 136.03 | 408,105.00 | 53,763,752 | 6 | 2028年12月7日 | 2.00 |
| 24 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM KINGDOM '220928 | ユーロ | 400,000 | 115.91 | 463,660.00 | 118.17 | 472,700.00 | 50,366,185 | 4.25 | 2022年9月28日 | 1.87 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|------|---------------------------|-------------|-----------|--------|--------------|--------|--------------|------------|------|-------------|------|
| 25 | フィンランド | 国債証券 | FINLAND GOVT BOND '210415 | ユーロ | 400,000 | 115.66 | 462,640.00 | 116.58 | 466,320.00 | 49,686,396 | 3.5 | 2021年4月15日 | 1.85 |
| 26 | アイルランド | 社債証券 | GE CAP EUR FUND '150518 | ユーロ | 400,000 | 110.73 | 442,932.00 | 110.48 | 441,924.00 | 47,087,002 | 5.25 | 2015年5月18日 | 1.75 |
| 27 | ドイツ | 国債証券 | BUNDES REPUB. '190104 | ユーロ | 350,000 | 118.13 | 413,472.50 | 118.42 | 414,487.50 | 44,163,643 | 3.75 | 2019年1月4日 | 1.64 |
| 28 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND '290425 | ユーロ | 290,000 | 135.21 | 392,123.50 | 137.17 | 397,793.00 | 42,384,844 | 5.5 | 2029年4月25日 | 1.58 |
| 29 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND '151024 | ポーランド・ズロチ | 1,400,000 | 106.71 | 1,494,010.00 | 107.37 | 1,503,180.00 | 39,172,870 | 6.25 | 2015年10月24日 | 1.46 |
| 30 | 国際機関 | 特殊債券 | EUROPEAN INVT BK '201201 | スウェーデン・クローナ | 2,500,000 | 116.95 | 2,923,825.00 | 117.21 | 2,930,325.00 | 36,101,604 | 5 | 2020年12月1日 | 1.34 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年11月30日現在)

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|------|----------|
| 外国 | 国債証券 | 62.64 |
| | 特殊債券 | 20.72 |
| | 社債証券 | 14.20 |
| 合計 | | 97.56 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成24年11月30日現在)

| 取引所 | 種類 / 名称等 | 簿価 (円) | 時価 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------|---------------------|------------|------------|----------|
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 買建 ユーロ | 80,467,840 | 85,232,000 | 3.18 |
| | 売建 イギリス・ポンド | 85,470,450 | 85,520,500 | 3.19 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年11月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 基準価額（円） | |
|----------------------|------------|--------|---------|-------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第10特定期間（平成15年 5月 6日） | 21,281 | 21,659 | 8,432 | 8,582 |
| 第11特定期間（平成15年11月 5日） | 14,450 | 14,766 | 7,781 | 7,951 |
| 第12特定期間（平成16年 5月 6日） | 13,038 | 13,324 | 8,206 | 8,386 |
| 第13特定期間（平成16年11月 5日） | 12,598 | 12,863 | 8,544 | 8,724 |
| 第14特定期間（平成17年 5月 6日） | 10,755 | 10,981 | 8,614 | 8,794 |
| 第15特定期間（平成17年11月 7日） | 10,263 | 10,475 | 8,738 | 8,918 |
| 第16特定期間（平成18年 5月 8日） | 9,403 | 9,600 | 8,597 | 8,777 |
| 第17特定期間（平成18年11月 6日） | 9,094 | 9,274 | 9,136 | 9,316 |
| 第18特定期間（平成19年 5月 7日） | 8,865 | 9,032 | 9,603 | 9,783 |
| 第19特定期間（平成19年11月 5日） | 8,546 | 8,705 | 9,716 | 9,896 |
| 第20特定期間（平成20年 5月 7日） | 7,101 | 7,239 | 9,261 | 9,441 |
| 第21特定期間（平成20年11月 5日） | 5,229 | 5,358 | 7,315 | 7,495 |
| 第22特定期間（平成21年 5月 7日） | 5,224 | 5,349 | 7,538 | 7,718 |
| 第23特定期間（平成21年11月 5日） | 4,944 | 5,059 | 7,717 | 7,897 |
| 第24特定期間（平成22年 5月 6日） | 4,045 | 4,149 | 6,972 | 7,152 |
| 第25特定期間（平成22年11月 5日） | 3,596 | 3,693 | 6,655 | 6,835 |
| 第26特定期間（平成23年 5月 6日） | 3,238 | 3,329 | 6,361 | 6,541 |
| 第27特定期間（平成23年11月 7日） | 2,742 | 2,826 | 5,877 | 6,057 |
| 第28特定期間（平成24年 5月 7日） | 2,376 | 2,451 | 5,728 | 5,908 |
| 第29特定期間（平成24年11月 5日） | 2,297 | 2,369 | 5,768 | 5,948 |
| 平成23年11月末日 | 2,542 | | 5,562 | |
| 12月末日 | 2,522 | | 5,609 | |
| 平成24年 1月末日 | 2,452 | | 5,565 | |
| 2月末日 | 2,613 | | 6,023 | |
| 3月末日 | 2,509 | | 6,013 | |
| 4月末日 | 2,458 | | 5,925 | |
| 5月末日 | 2,268 | | 5,474 | |
| 6月末日 | 2,264 | | 5,511 | |
| 7月末日 | 2,210 | | 5,471 | |
| 8月末日 | 2,259 | | 5,618 | |
| 9月末日 | 2,261 | | 5,641 | |
| 10月末日 | 2,321 | | 5,812 | |
| 11月末日 | 2,392 | | 6,023 | |

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

| | 計算期間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|---------|--------------------------------|---------------|
| 第10特定期間 | 自 平成14年11月 6日 至 平成15年 5月 6日 | 150 |
| 第11特定期間 | 自 平成15年 5月 7日 至 平成15年11月 5日 | 170 |
| 第12特定期間 | 自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日 | 180 |
| 第13特定期間 | 自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日 | 180 |
| 第14特定期間 | 自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日 | 180 |
| 第15特定期間 | 自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日 | 180 |
| 第16特定期間 | 自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日 | 180 |
| 第17特定期間 | 自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日 | 180 |
| 第18特定期間 | 自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日 | 180 |
| 第19特定期間 | 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日 | 180 |
| 第20特定期間 | 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 | 180 |
| 第21特定期間 | 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 | 180 |
| 第22特定期間 | 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日 | 180 |
| 第23特定期間 | 自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日 | 180 |
| 第24特定期間 | 自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日 | 180 |
| 第25特定期間 | 自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日 | 180 |
| 第26特定期間 | 自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日 | 180 |
| 第27特定期間 | 自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日 | 180 |
| 第28特定期間 | 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日 | 180 |
| 第29特定期間 | 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 | 180 |

【収益率の推移】

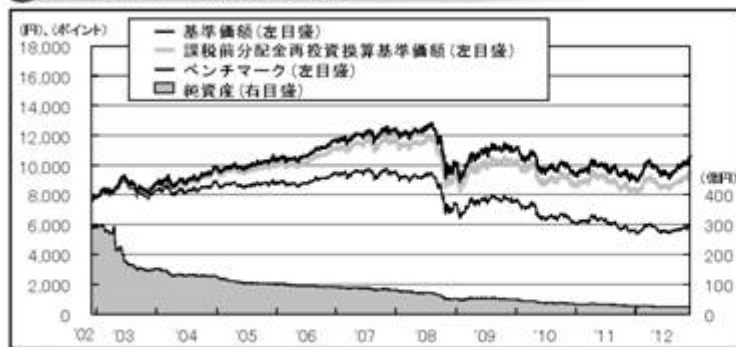
| | 計算期間 | 収益率（％） |
|---------|--------------------------------|--------|
| 第10特定期間 | 自 平成14年11月 6日 至 平成15年 5月 6日 | 13.7 |
| 第11特定期間 | 自 平成15年 5月 7日 至 平成15年11月 5日 | 5.7 |
| 第12特定期間 | 自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日 | 7.8 |
| 第13特定期間 | 自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日 | 6.3 |
| 第14特定期間 | 自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日 | 2.9 |
| 第15特定期間 | 自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日 | 3.5 |
| 第16特定期間 | 自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日 | 0.4 |
| 第17特定期間 | 自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日 | 8.4 |
| 第18特定期間 | 自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日 | 7.1 |
| 第19特定期間 | 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日 | 3.1 |
| 第20特定期間 | 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 | 2.8 |
| 第21特定期間 | 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 | 19.1 |
| 第22特定期間 | 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日 | 5.5 |
| 第23特定期間 | 自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日 | 4.8 |
| 第24特定期間 | 自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日 | 7.3 |
| 第25特定期間 | 自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日 | 2.0 |
| 第26特定期間 | 自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日 | 1.7 |
| 第27特定期間 | 自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日 | 4.8 |
| 第28特定期間 | 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日 | 0.5 |
| 第29特定期間 | 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 | 3.8 |
| | 自 平成24年11月 6日 至 平成24年11月30日 | 4.4 |

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

(ご参考) その他の運用実績

2012年11月30日現在

● 基準価額・純資産の推移 (過去10年間)



※基準価額、課税前分配金再投資換算基準価額およびベンチマークは2002年11月末を起点として表示。
 ※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している2002年11月末以降の基準価額に、同年同月末以降の各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークはシティグループ欧州世界国債インデックス(円ベース)(出所:Bloomberg)のデータに基づき、2002年11月末の基準価額と等しくして国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。

● 分配の推移 (1万口当たり、課税前)

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 60円 |
| 2012年 9月 | 60円 |
| 2012年 7月 | 60円 |
| 2012年 5月 | 60円 |
| 2012年 3月 | 60円 |
| 直近1年間累計 | 360円 |
| 設定来累計 | 5,065円 |

● 基準価額・純資産

| 項目 | 金額 |
|--------|------------|
| 基準価額 | 6,023円 |
| ベンチマーク | 10,634ポイント |
| 純資産 | 23.9億円 |

● 主要な資産の状況

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

主要な組入銘柄(評価額上位)

| 国/地域 | 種 類 | 銘柄名 | 通 貨 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) | |
|------|-------|------|------------------|-----------|-------|-------------|-----|
| 1 | ドイツ | 特殊債券 | KFW | ユーロ | 3.625 | 2020年 1月20日 | 8.5 |
| 2 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND | ポーランド・ズロチ | 5.750 | 2022年 9月23日 | 7.8 |
| 3 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND | ユーロ | 6.000 | 2025年10月25日 | 6.1 |
| 4 | 国際機関 | 特殊債券 | EFSS | ユーロ | 1.125 | 2017年11月30日 | 5.0 |
| 5 | 国際機関 | 特殊債券 | EUROPEAN UNION | ユーロ | 2.500 | 2027年11月 4日 | 4.0 |
| 6 | フランス | 国債証券 | FRN GOVT. BOND | ユーロ | 4.250 | 2019年 4月25日 | 3.8 |
| 7 | ポーランド | 国債証券 | POLAND GOVT BOND | ポーランド・ズロチ | 5.500 | 2019年10月25日 | 3.8 |
| 8 | イギリス | 国債証券 | UK TREASURY | 英ポンド | 4.000 | 2022年 3月 7日 | 3.6 |
| 9 | イギリス | 社債券 | HSBC BANK PLC | ユーロ | 3.750 | 2016年11月30日 | 3.4 |
| 10 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM KINGDOM | ユーロ | 4.000 | 2018年 3月28日 | 3.3 |

国/地域別組入比率

| 国/地域 | 比率(%) |
|---------|-------|
| フランス | 25.4 |
| ポーランド | 16.0 |
| イギリス | 12.4 |
| ドイツ | 11.3 |
| スウェーデン | 2.6 |
| ユーロ圏他諸国 | 31.3 |
| 現金等 | 1.0 |
| 合 計 | 100.0 |

通貨別組入比率(為替取引考慮後)

| 通貨 | 比率(%) |
|-------------|-------|
| ユーロ | 78.1 |
| ポーランド・ズロチ | 16.1 |
| 英ポンド | 3.7 |
| スウェーデン・クローナ | 1.4 |
| 円 | 0.8 |
| 合 計 | 100.0 |

ポートフォリオの特性値

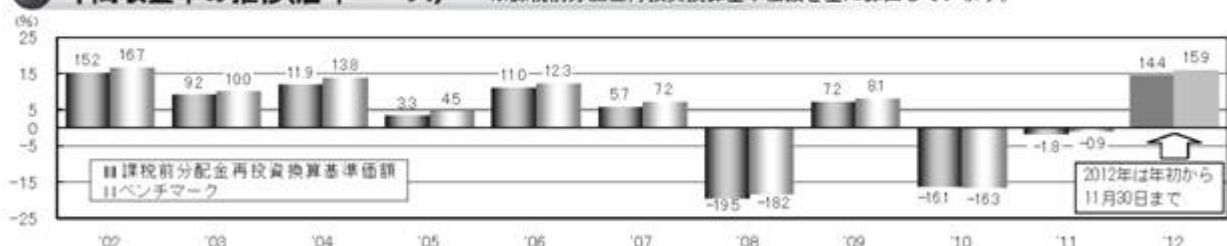
| | 当ファンド | ベンチマーク |
|--------------------|-------|--------|
| 平均総利 ¹⁾ | 1.9% | — |
| 平均直利 ²⁾ | 3.6% | — |
| デュレーション | 6.7 | 6.9 |

*1【平均総利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り、債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

(注)現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

● 年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

注記事項

・当ファンドはシティグループ欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済口数(口) |
|------|---------|---------|----------|
|------|---------|---------|----------|

| | | | | |
|---------|--------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| 第10特定期間 | 自 平成14年11月 6日 至 平成15年 5月 6日 | 3,383,696,303 | 16,992,433,016 | 25,238,049,226 |
| 第11特定期間 | 自 平成15年 5月 7日 至 平成15年11月 5日 | 1,393,754,522 | 8,059,384,859 | 18,572,418,889 |
| 第12特定期間 | 自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日 | 256,466,816 | 2,939,522,652 | 15,889,363,053 |
| 第13特定期間 | 自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日 | 162,683,563 | 1,306,967,434 | 14,745,079,182 |
| 第14特定期間 | 自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日 | 138,725,134 | 2,396,805,960 | 12,486,998,356 |
| 第15特定期間 | 自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日 | 136,564,741 | 877,651,741 | 11,745,911,356 |
| 第16特定期間 | 自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日 | 143,663,579 | 951,049,256 | 10,938,525,679 |
| 第17特定期間 | 自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日 | 88,552,547 | 1,071,735,662 | 9,955,342,564 |
| 第18特定期間 | 自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日 | 78,230,219 | 801,010,556 | 9,232,562,227 |
| 第19特定期間 | 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日 | 118,765,292 | 554,792,347 | 8,796,535,172 |
| 第20特定期間 | 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 | 64,104,660 | 1,192,827,201 | 7,667,812,631 |
| 第21特定期間 | 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 | 69,419,349 | 588,385,094 | 7,148,846,886 |
| 第22特定期間 | 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日 | 78,328,247 | 296,140,247 | 6,931,034,886 |
| 第23特定期間 | 自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日 | 73,423,081 | 597,247,114 | 6,407,210,853 |
| 第24特定期間 | 自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日 | 74,489,173 | 679,957,365 | 5,801,742,661 |
| 第25特定期間 | 自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日 | 78,916,342 | 476,546,780 | 5,404,112,223 |
| 第26特定期間 | 自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日 | 78,412,769 | 392,168,568 | 5,090,356,424 |
| 第27特定期間 | 自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日 | 75,554,381 | 499,226,516 | 4,666,684,289 |
| 第28特定期間 | 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日 | 77,131,678 | 594,650,828 | 4,149,165,139 |
| 第29特定期間 | 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 | 81,126,734 | 246,577,852 | 3,983,714,021 |
| | 自 平成24年11月 6日 至 平成24年11月30日 | 24,170,036 | 36,129,131 | 3,971,754,926 |

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 次に該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

・ ロンドンの銀行の休業日

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとし、

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受

益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

1口単位（当初元本1口＝1円）

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、解約の受付日の翌営業日から支払日までの間に申込不可日がある場合は、支払日は解約の受付日から起算して6営業日目以降となります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成10年7月31日以降、無期限とします。

（4）【計算期間】

毎年1月6日から3月5日まで、3月6日から5月5日まで、5月6日から7月5日まで、7月6日から9月5日まで、9月6日から11月5日まで、11月6日から翌年1月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から e. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

- a. 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b. 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、解約の受付日の翌営業日から支払日までの間に申込不可日がある場合は、支払日は解約の受付日から起算して6営業日目以降となります。

なお、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29特定期間（平成24年5月8日から平成24年11月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【ユ・ロ・ソプリン・オ・ブン】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第28特定期間末 平成24年5月7日現在 | 第29特定期間末 平成24年11月5日現在 |
|-----------------|-------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 35,935,239 | 34,175,128 |
| 親投資信託受益証券 | 2,369,465,327 | 2,291,077,213 |
| 未収入金 | 949,407 | 870,724 |
| 未収利息 | 49 | 73 |
| 流動資産合計 | 2,406,350,022 | 2,326,123,138 |
| 資産合計 | | |
| | 2,406,350,022 | 2,326,123,138 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 24,894,990 | 23,902,284 |
| 未払受託者報酬 | 225,604 | 200,512 |
| 未払委託者報酬 | 4,512,087 | 4,010,254 |
| その他未払費用 | 18,028 | 16,018 |
| 流動負債合計 | 29,650,709 | 28,129,068 |
| 負債合計 | | |
| | 29,650,709 | 28,129,068 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,149,165,139 | 3,983,714,021 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,772,465,826 | 1,685,719,951 |
| (分配準備積立金) | 650,712,768 | 581,364,605 |
| 元本等合計 | 2,376,699,313 | 2,297,994,070 |
| 純資産合計 | | |
| | 2,376,699,313 | 2,297,994,070 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 2,406,350,022 | 2,326,123,138 |

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

| | 第28特定期間 | 第29特定期間 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|
| | 自 平成23年11月8日 至 平成24年5月7日 | 自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 3,315 | 3,350 |
| 有価証券売買等損益 | 20,607,323 | 97,844,142 |
| 営業収益合計 | 20,610,638 | 97,847,492 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 657,449 | 596,039 |
| 委託者報酬 | 13,148,913 | 11,920,715 |
| その他費用 | 52,531 | 47,617 |
| 営業費用合計 | 13,858,893 | 12,564,371 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 6,751,745 | 85,283,121 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 6,751,745 | 85,283,121 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 6,751,745 | 85,283,121 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 2,990,042 | 998,958 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 1,924,200,520 | 1,772,465,826 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 252,647,929 | 108,698,520 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 252,647,929 | 108,698,520 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,853,695 | 35,655,647 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,853,695 | 35,655,647 |
| 分配金 | 77,801,327 | 72,579,077 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,772,465,826 | 1,685,719,951 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第29特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、平成24年 5月 8日から平成24年11月 5日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第28特定期間末 (平成24年 5月 7日現在) | 第29特定期間末 (平成24年11月 5日現在) |
|--|--|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,149,165,139口 | 1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,983,714,021口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,772,465,826円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,685,719,951円 |
| 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5728円 (1万口当たりの純資産額 5,728円) | 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5768円 (1万口当たりの純資産額 5,768円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第28特定期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日 | | 第29特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 | |
|--|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 分配金の計算過程 第80計算期（平成23年11月8日から平成24年1月5日まで） 計算期末における分配対象金額890,992,200円（1万口当たり1,987.23円）のうち、26,901,231円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。 | | 分配金の計算過程 第83計算期（平成24年5月8日から平成24年7月5日まで） 計算期末における分配対象金額775,724,523円（1万口当たり1,892.19円）のうち、24,597,405円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。 | |
| 項目 | | 項目 | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A 10,740,172円 | 費用控除後の配当等収益額 | A 9,110,441円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 |
| 収益調整金額 | C 133,299,422円 | 収益調整金額 | C 127,463,574円 |
| 分配準備積立金額 | D 746,952,606円 | 分配準備積立金額 | D 639,150,508円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 890,992,200円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 775,724,523円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F 4,483,538,557口 | 当ファンドの期末残存口数 | F 4,099,567,599口 |
| 1万口当たりの収益分配対象額 | G=10,000×E/F 1,987.23円 | 1万口当たりの収益分配対象額 | G=10,000×E/F 1,892.19円 |
| 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 | 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 26,901,231円 | 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 24,597,405円 |
| 第81計算期（平成24年1月6日から平成24年3月5日まで） 計算期末における分配対象金額850,511,931円（1万口当たり1,962.32円）のうち、26,005,106円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。 | | 第84計算期（平成24年7月6日から平成24年9月5日まで） 計算期末における分配対象金額746,769,047円（1万口当たり1,860.75円）のうち、24,079,388円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。 | |
| 項目 | | 項目 | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A 14,903,756円 | 費用控除後の配当等収益額 | A 11,238,286円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 |

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 収益調整金額 | C 130,996,480円 |
| 分配準備積立金額 | D 704,611,695円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A+B+C+D 850,511,931円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F 4,334,184,481口 |
| 1万口当たりの収益分 配対象額 | G=10,000×E / F 1,962.32円 |
| 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H / 10,000 26,005,106円 |

第82計算期（平成24年3月6日から平成24年5月7日まで）

計算期末における分配対象金額800,629,210円（1万口当たり1,929.59円）のうち、24,894,990円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

| | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 項目 | |
| 費用控除後の配当等 収益額 | A 10,935,976円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | B 0円 |
| 収益調整金額 | C 127,096,034円 |
| 分配準備積立金額 | D 662,597,200円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A+B+C+D 800,629,210円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F 4,149,165,139口 |
| 1万口当たりの収益分 配対象額 | G=10,000×E / F 1,929.59円 |
| 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H / 10,000 24,894,990円 |

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 収益調整金額 | C 127,173,574円 |
| 分配準備積立金額 | D 608,357,187円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A+B+C+D 746,769,047円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F 4,013,231,337口 |
| 1万口当たりの収益分 配対象額 | G=10,000×E / F 1,860.75円 |
| 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H / 10,000 24,079,388円 |

第85計算期（平成24年9月6日から平成24年11月5日まで）

計算期末における分配対象金額730,639,944円（1万口当たり1,834.04円）のうち、23,902,284円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

| | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 項目 | |
| 費用控除後の配当等 収益額 | A 13,148,304円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | B 0円 |
| 収益調整金額 | C 127,763,284円 |
| 分配準備積立金額 | D 589,728,356円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A+B+C+D 730,639,944円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F 3,983,714,021口 |
| 1万口当たりの収益分 配対象額 | G=10,000×E / F 1,834.04円 |
| 1万口当たりの分配額 | H 60.00円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H / 10,000 23,902,284円 |

（金融商品に関する注記）

| <p style="text-align: center;">第28特定期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日</p> | <p style="text-align: center;">第29特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日</p> |
|--|--|
| <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> |
|---|---|

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|---|---|
| 第28特定期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日 | 第29特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|---|
| 第29特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1 元本の増減

| 第28特定期間末 (平成24年 5月 7日現在) | 第29特定期間末 (平成24年11月 5日現在) | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|----------------|
| 期首元本額 | 4,666,684,289円 | 期首元本額 | 4,149,165,139円 |
| 期中追加設定元本額 | 77,131,678円 | 期中追加設定元本額 | 81,126,734円 |
| 期中一部解約元本額 | 594,650,828円 | 期中一部解約元本額 | 246,577,852円 |

2 有価証券関係

| 第28特定期間末 (平成24年 5月 7日現在) | | 第29特定期間末 (平成24年11月 5日現在) | |
|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | | 売買目的有価証券 | |
| 種類 | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 種類 | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 55,873,421 | 親投資信託受益証券 | 113,823,238 |
| 合計 | 55,873,421 | 合計 | 113,823,238 |

3 デリバティブ取引関係

| | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 第28特定期間末 (平成24年 5月 7日現在) | 第29特定期間末 (平成24年11月 5日現在) |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年11月 5日現在

| 種類 | 銘柄 | 総口数(口) | 評価額(円) | 備考 |
|--------------|-----------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド | 1,538,151,872 | 2,291,077,213 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 1,538,151,872 | 2,291,077,213 | |
| 合計 | | 1,538,151,872 | 2,291,077,213 | |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区分 | (平成24年11月 5日現在) |
|-------------|-----------------|
| | 金額（円） |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 17,850,050 |
| コール・ローン | 50,121,507 |
| 国債証券 | 1,769,101,141 |
| 特殊債券 | 328,999,578 |
| 社債券 | 369,267,310 |
| 派生商品評価勘定 | 5,151,000 |
| 未収利息 | 31,463,701 |
| 前払費用 | 10,236,531 |
| 差入委託証拠金 | 10,721 |
| 流動資産合計 | 2,582,201,539 |
| 資産合計 | 2,582,201,539 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 7,204,500 |
| 未払解約金 | 870,724 |
| 流動負債合計 | 8,075,224 |
| 負債合計 | 8,075,224 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,728,159,808 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 845,966,507 |
| 元本等合計 | 2,574,126,315 |
| 純資産合計 | 2,574,126,315 |
| 負債純資産合計 | 2,582,201,539 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日 |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |

（金融商品に関する注記）

自 平成24年 5月 8日
至 平成24年11月 5日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

国債証券、特殊債券、社債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成24年11月 5日現在）

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

| 区分 | 種類 | （平成24年11月 5日現在） | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------|-------------|-----------|
| | | 契約額等（円） | うち1年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 以外の取 引 | 為替予約取引 買建 | 228,109,000 | | 233,260,000 | 5,151,000 |
| | スウェーデン・ク ローナ | 106,974,000 | | 107,910,000 | 936,000 |
| | ポーランド・ズロ チ | 121,135,000 | | 125,350,000 | 4,215,000 |
| | 売建 | 250,575,500 | | 257,780,000 | 7,204,500 |
| | イギリス・ポンド | 250,575,500 | | 257,780,000 | 7,204,500 |
| | 合計 | 478,684,500 | | 491,040,000 | 2,053,500 |

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

| 項目 | (平成24年11月 5日現在) |
|-------------------------------|-----------------|
| 1. 元本の増減 | |
| 期首元本額 | 1,863,209,381円 |
| 期中追加設定元本額 | 30,840,752円 |
| 期中一部解約元本額 | 165,890,325円 |
| 期末元本額 | 1,728,159,808円 |
| 2. 元本の内訳() | |
| ユーロ・ソブリン・オープン | 1,538,151,872円 |
| ユーロ・ソブリン・オープン V A (適格機関投資家専用) | 190,007,936円 |
| 3. 期末における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たりの純資産額 | 1.4895円 |
| (1万口当たりの純資産額) | (14,895円) |

() 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年11月 5日現在

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|------|------------------------|---------------------|---------------------------|--------------|--------------------------------|--|
| 国債証券 | イギリス・ポ ンド | UK TREASURY '170825 | 50,000 | 68,895.00 | | |
| | | UK TREASURY '200307 | 300,000 | 372,210.00 | | |
| | | UK TREASURY '210907 | 580,000 | 681,674.00 | | |
| | | UK TREASURY '220307 | 600,000 | 719,520.00 | | |
| | | UK TREASURY '250307 | 50,000 | 65,930.00 | | |
| | | UK TREASURY '381207 | 890,000 | 1,166,968.00 | | |
| | | 小計 | | 2,470,000 | 3,075,197.00 (396,546,653) | |
| | | | 銘柄数 | 6 | | |
| | | | 組入時価比率 | 15.4% | 16.1% | |
| | | ポーランド・ ズロチ | POLAND GOVT BOND '140425 | 2,900,000 | 2,976,937.00 | |
| | | | POLAND GOVT BOND '151024 | 1,400,000 | 1,494,010.00 | |
| | | | POLAND GOVT BOND '191025 | 3,500,000 | 3,782,975.00 | |
| | | | POLAND GOVT BOND '220923 | 3,000,000 | 3,318,150.00 | |
| | | 小計 | | 10,800,000 | 11,572,072.00 (291,269,052) | |
| | | | 銘柄数 | 4 | | |
| | | | 組入時価比率 | 11.3% | 11.8% | |
| | | ユーロ | AUSTRIA '180115 | 600,000 | 713,550.00 | |
| | | | AUSTRIA '220420 | 600,000 | 691,950.00 | |
| | | | BELGIUM KINGDOM '180328 | 700,000 | 797,930.00 | |
| | | | BELGIUM KINGDOM '220928 | 400,000 | 463,660.00 | |
| | | | BELGIUM KINGDOM '260328 | 440,000 | 520,630.00 | |
| | | | BELGIUM KINGDOM '280328 | 400,000 | 525,460.00 | |
| | | | BUNDES REPUB. '190104 | 350,000 | 413,472.50 | |
| | | | BUNDES REPUB. '220704 | 260,000 | 267,826.00 | |
| | | | FINLAND GOVT BOND '210415 | 400,000 | 462,640.00 | |
| | | | FRN GOVT. BOND '171025 | 480,000 | 556,008.00 | |
| | | | FRN GOVT. BOND '190425 | 800,000 | 940,320.00 | |
| | FRN GOVT. BOND '200425 | | 600,000 | 676,710.00 | | |
| | FRN GOVT. BOND '220425 | | 500,000 | 537,750.00 | | |
| | FRN GOVT. BOND '251025 | | 1,100,000 | 1,519,210.00 | | |
| | FRN GOVT. BOND '290425 | 290,000 | 392,123.50 | | | |

| | | | | | |
|------|-----------------|---------------------------|-----------|----------------------------------|------------------------------|
| | | FRN GOVT. BOND '350425 | 600,000 | 765,180.00 | |
| | | NETHERLANDS GOVT. '160715 | 200,000 | 226,050.00 | |
| | 小計 | | 8,720,000 | 10,470,470.00 (1,081,285,436) | |
| | | 銘柄数 | 17 | | |
| | | 組入時価比率 | 42.0% | 43.8% | |
| | 国債証券合計 | | | 1,769,101,141 (1,769,101,141) | |
| 特殊債券 | イギリス・ポ ンド | EUROPEAN INVT BK '281207 | 300,000 | 402,270.00 | |
| | 小計 | | 300,000 | 402,270.00 (51,872,716) | |
| | | 銘柄数 | 1 | | |
| | | 組入時価比率 | 2.0% | 2.1% | |
| | スウェーデン ・クローナ | EUROPEAN INVT BK '201201 | 2,500,000 | 2,923,825.00 | |
| | 小計 | | 2,500,000 | 2,923,825.00 (35,085,900) | |
| | | 銘柄数 | 1 | | |
| | | 組入時価比率 | 1.4% | 1.4% | |
| | ユーロ | EFSF '171130 | 260,000 | 260,088.40 | |
| | | KFW '200120 | 1,800,000 | 2,083,680.00 | |
| | 小計 | | 2,060,000 | 2,343,768.40 (242,040,962) | |
| | | 銘柄数 | 2 | | |
| | | 組入時価比率 | 9.4% | 9.8% | |
| | | 特殊債券合計 | | | 328,999,578 (328,999,578) |
| 社債券 | ユーロ | BARCLAYS BK PLC '160315 | 500,000 | 548,240.00 | |
| | | GDF SUEZ '170720 | 300,000 | 305,901.00 | |
| | | GE CAP EUR FUND '150518 | 400,000 | 442,932.00 | |
| | | HSBC BANK PLC '161130 | 760,000 | 838,713.20 | |
| | | SANOFI-AVENTIS '160518 | 500,000 | 564,265.00 | |
| | | SIEMENS FINAN '170220 | 500,000 | 587,005.00 | |
| | | TELIASONERA AB '170307 | 250,000 | 288,690.00 | |
| | 小計 | | 3,210,000 | 3,575,746.20 (369,267,310) | |
| | | 銘柄数 | 7 | | |
| | 組入時価比率 | 14.3% | 15.0% | | |
| | 社債券合計 | | | 369,267,310 (369,267,310) | |
| | 合計 | | | 2,467,368,029 (2,467,368,029) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年11月30日現在)

| | |
|----------------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,396,111,690 円 |
| 負債総額 | 4,024,328 円 |
| 純資産総額(-) | 2,392,087,362 円 |
| 発行済数量 | 3,971,754,926 口 |
| 1単位(1万口)当たり純資産額(/) | 6,023 円 |

(参考)ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成24年11月30日現在)

| | |
|----------------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,686,849,555 円 |
| 負債総額 | 6,191,589 円 |
| 純資産総額(-) | 2,680,657,966 円 |
| 発行済数量 | 1,722,281,215 口 |
| 1単位(1万口)当たり純資産額(/) | 15,565 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年11月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

| 種類 | | | 本数 (本) | 純資産総額(百万 円) |
|----|-------------|---------|-----------|----------------|
| 公募 | 株式投資 信託 | 単体型 | 1 | 11,817 |
| | | 追加 型 | 116 | 2,569,745 |
| | 公社債投 資信託 | 単体型 | 0 | 0 |
| | | 追加型 | 6 | 461,241 |
| 私募 | 証券投資信託 | 8 | 38,528 | |
| 合計 | | | 131 | 3,081,331 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表並びに第16期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | | 第14期 (平成23年3月31日現在) | | 第15期 (平成24年3月31日現在) | |
|----------|----------|------------------------|-------------|------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | | 7,239,696 | | 645,924 |
| 有価証券 | | | 30,421,863 | | 19,788,098 |
| 前払費用 | | | 68,685 | | 68,093 |
| 未収委託者報酬 | | | 2,510,077 | | 1,711,607 |
| 未収収益 | | | 285,384 | | 323,851 |
| 繰延税金資産 | | | 468,206 | | 310,314 |
| その他 | | | 33,127 | | 103,911 |
| 流動資産計 | | | 41,027,040 | | 22,951,799 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 591,282 | | 598,542 |
| 建物 | 1 | 228,542 | | 256,595 | |
| 器具備品 | 1 | 173,762 | | 155,252 | |
| 土地 | | 186,000 | | 186,000 | |
| リース資産 | 1 | 2,977 | | 694 | |
| 無形固定資産 | | | 1,526,666 | | 1,357,447 |
| ソフトウェア | | 1,526,287 | | 1,357,131 | |
| その他 | | 378 | | 316 | |
| 投資その他の資産 | | | 68,684,254 | | 62,559,102 |
| 投資有価証券 | | 67,806,337 | | 61,686,303 | |
| 従業員貸付金 | | 14,275 | | 10,675 | |
| 長期差入保証金 | | 518,192 | | 513,691 | |
| 繰延税金資産 | | 323,668 | | 267,493 | |
| その他 | | 92,580 | | 151,739 | |
| 貸倒引当金 | | 70,800 | | 70,800 | |
| 固定資産計 | | | 70,802,203 | | 64,515,092 |
| 資産合計 | | | 111,829,244 | | 87,466,891 |

| | | 第14期 (平成23年3月31日現在) | | 第15期 (平成24年3月31日現在) | |
|------------------|----------|------------------------|-------------|------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| リース債務 | | | 940 | | 728 |
| 預り金 | | | 40,975 | | 41,408 |
| 未払金 | | | 1,188,372 | | 773,635 |
| 未払収益分配金 | | 1,473 | | 1,252 | |
| 未払償還金 | | 67,323 | | 66,827 | |
| 未払手数料 | | 1,041,886 | | 678,718 | |
| その他未払金 | | 77,689 | | 26,836 | |
| 未払費用 | | | 744,790 | | 527,731 |
| 未払法人税等 | | | 3,306,998 | | 2,247,333 |
| 賞与引当金 | | | 469,531 | | 365,763 |
| 役員賞与引当金 | | | 78,000 | | 54,000 |
| 流動負債計 | | | 5,829,607 | | 4,010,601 |
| 固定負債 | | | | | |
| リース債務 | | | 2,186 | | - |
| 時効後支払損引当金 | | | 41,620 | | 17,096 |
| 退職給付引当金 | | | 627,026 | | 586,157 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 188,020 | | 258,300 |
| 固定負債計 | | | 858,854 | | 861,554 |
| 負債合計 | | | 6,688,461 | | 4,872,156 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 2,680,000 | | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | | 670,000 | | 670,000 |
| 資本準備金 | | 670,000 | | 670,000 | |
| 利益剰余金 | | | 101,609,762 | | 79,031,005 |
| その他利益剰余金 | | 101,609,762 | | 79,031,005 | |
| 繰越利益剰余金 | | 101,609,762 | | 79,031,005 | |
| 自己株式 | | | 45,329 | | 48,261 |
| 株主資本合計 | | | 104,914,433 | | 82,332,743 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評 価差額金 | | | 226,349 | | 261,991 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 226,349 | | 261,991 |
| 純資産合計 | | | 105,140,782 | | 82,594,735 |
| 負債・純資産合計 | | | 111,829,244 | | 87,466,891 |

（ 2 ）【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | | 第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | |
|-----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 53,057,918 | | 42,241,566 |
| 投資顧問料 | | | 145,088 | | 758,202 |
| 営業収益計 | | | 53,203,006 | | 42,999,769 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 22,757,130 | | 17,339,069 |
| 広告宣伝費 | | | 559,674 | | 421,174 |
| 公告費 | | | 1,740 | | 1,040 |
| 調査費 | | | 4,340,176 | | 4,260,668 |
| 調査費 | | 677,966 | | 688,508 | |
| 委託調査費 | | 3,662,209 | | 3,572,159 | |
| 委託計算費 | | | 373,337 | | 389,943 |
| 営業雑経費 | | | 871,573 | | 654,595 |
| 通信費 | | 123,495 | | 107,705 | |
| 印刷費 | | 692,730 | | 500,668 | |
| 協会費 | | 43,585 | | 36,089 | |
| 諸会費 | | 3,786 | | 3,849 | |
| 諸経費 | | 7,974 | | 6,283 | |
| 営業費用計 | | | 28,903,633 | | 23,066,491 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 3,419,609 | | 3,431,770 |
| 役員報酬 | | 206,025 | | 200,295 | |
| 給与・手当 | | 2,828,348 | | 2,878,932 | |
| 賞与 | | 385,235 | | 352,543 | |
| 賞与引当金繰入 | | | 465,831 | | 365,763 |
| 役員賞与引当金繰入 | | | 74,250 | | 54,000 |
| 福利厚生費 | | | 456,909 | | 452,347 |
| 交際費 | | | 57,878 | | 44,423 |
| 旅費交通費 | | | 222,106 | | 187,899 |
| 租税公課 | | | 131,762 | | 109,098 |

| | | 第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | | 第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | |
|-------------------------|----------|--|------------|--|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 不動産賃借料 | | | 580,788 | | 597,677 |
| 退職給付費用 | | | 230,478 | | 234,629 |
| 役員退職慰労引当金 繰入 | | | 76,190 | | 70,280 |
| 固定資産減価償却費 | | | 633,508 | | 726,395 |
| 諸経費 | | | 1,288,112 | | 1,376,509 |
| 一般管理費計 | | | 7,637,425 | | 7,650,794 |
| 営業利益 | | | 16,661,947 | | 12,282,483 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | | 3,486 | | 2,433 |
| 有価証券利息 | | | 854,305 | | 535,366 |
| 受取利息 | | | 777 | | 1,059 |
| 時効成立分配金・償 還金 | | | 7,326 | | 934 |
| その他 | | | 4,666 | | 28,794 |
| 営業外収益計 | | | 870,561 | | 568,587 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | 1 | | - | | 95,889 |
| その他 | | | 685 | | 23,280 |
| 営業外費用計 | | | 685 | | 119,169 |
| 経常利益 | | | 17,531,824 | | 12,731,901 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | 625 | | 11,814 |
| 特別利益計 | | | 625 | | 11,814 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | | 14,281 | | 5,519 |
| 投資有価証券評価減 | | | - | | 8,986 |
| 固定資産除却損 | | | - | | 19,828 |
| ゴルフ会員権評価減 | | | 5,600 | | - |
| 資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額 | | | 6,160 | | - |
| 特別損失計 | | | 26,041 | | 34,334 |
| 税引前当期純利益 | | | 17,506,407 | | 12,709,381 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | | 6,974,097 | | 5,101,265 |
| 法人税等調整額 | | | 175,798 | | 183,253 |
| 当期純利益 | | | 10,356,511 | | 7,424,862 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第14期 | 第15期 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 | 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 2,680,000 | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 670,000 | 670,000 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 670,000 | 670,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 93,072,078 | 101,609,762 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 当期変動額合計 | 8,537,683 | 22,578,757 |
| 当期末残高 | 101,609,762 | 79,031,005 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 93,072,078 | 101,609,762 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 当期変動額合計 | 8,537,683 | 22,578,757 |
| 当期末残高 | 101,609,762 | 79,031,005 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 23,003 | 45,329 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 当期変動額合計 | 22,326 | 2,932 |
| 当期末残高 | 45,329 | 48,261 |

| | 第14期 | 第15期 |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 | 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 96,399,075 | 104,914,433 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 当期変動額合計 | 8,515,357 | 22,581,689 |
| 当期末残高 | 104,914,433 | 82,332,743 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 507,233 | 226,349 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 280,883 | 35,642 |
| 当期末残高 | 226,349 | 261,991 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 507,233 | 226,349 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 280,883 | 35,642 |
| 当期末残高 | 226,349 | 261,991 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 96,906,308 | 105,140,782 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 8,234,473 | 22,546,047 |
| 当期末残高 | 105,140,782 | 82,594,735 |

[重要な会計方針]

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[追加情報]

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

| 第14期 （平成23年3月31日現在） | 第15期 （平成24年3月31日現在） |
|------------------------------|------------------------------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 | 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 |
| 建物 519,490千円 | 建物 524,237千円 |
| 器具備品 547,771千円 | 器具備品 541,609千円 |
| リース資産 5,791千円 | リース資産 3,471千円 |

（損益計算書関係）

| 第14期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | 第15期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| | 1.当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

・第14期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数（単位：株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2.自己株式の種類及び株式数（単位：株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式 | 6 | 3 | - | 9 |

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

（1）配当金の支払額

| （決議） | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成22年6月28日 定時株主総会 | 普通 株式 | 1,818百万円 | 140,000円 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 平成23年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 30,003百万円 | 2,310,000円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

・第15期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式 | 9 | 0 | - | 10 |

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|
| 平成23年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 30,003百万円 | 2,310,000円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------|----------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 1,883百万円 | 145,000円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 |

(リース取引関係)

| 第14期 (平成23年3月31日現在) | 第15期 (平成24年3月31日現在) |
|---|---|
| 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 |
| 1年内 570,834千円 | 1年内 546,428千円 |
| 1年超 1,479,989千円 | 1年超 933,561千円 |
| 合計 2,050,823千円 | 合計 1,479,989千円 |

（金融商品関係）

第14期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 預金 | 7,239,696 | 7,239,696 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 21,779,521 | 21,870,039 | 90,517 |
| その他有価証券 | 76,317,849 | 76,317,849 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,510,077 | 2,510,077 | - |
| 資産計 | 107,847,144 | 107,937,662 | 90,517 |
| (1) 未払手数料 | 1,041,886 | 1,041,886 | - |
| (2) 未払法人税等 | 3,306,998 | 3,306,998 | - |
| 負債計 | 4,348,885 | 4,348,885 | - |

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第14期
自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式(*1) | 130,830 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 7,239,696 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | |
| (1) 国債 | - | - | - |
| (2) 社債 | 8,500,000 | 3,200,000 | - |
| (3) その他 | 6,156,000 | 3,900,000 | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 9,500,000 | 15,100,000 | 10,700,000 |
| (2) 社債 | 4,418,000 | 14,609,200 | 2,400,000 |
| (3) その他 | 1,772,000 | 3,002,000 | 6,050,000 |
| 未収委託者報酬 | 2,510,077 | - | - |
| 合計 | 40,095,773 | 39,811,200 | 19,150,000 |

第15期
 自 平成23年 4 月 1 日
 至 平成24年 3 月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|------------|-------|
| (1) 預金 | 645,924 | 645,924 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 7,103,544 | 7,111,072 | 7,527 |
| その他有価証券 | 74,240,027 | 74,240,027 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,711,607 | 1,711,607 | - |
| 資産計 | 83,701,103 | 83,708,631 | 7,527 |
| (1) 未払手数料 | 678,718 | 678,718 | - |
| (2) 未払法人税等 | 2,247,333 | 2,247,333 | - |
| 負債計 | 2,926,052 | 2,926,052 | - |

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第15期
自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式(*1) | 130,830 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 645,924 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | |
| (1) 国債 | - | - | - |
| (2) 社債 | 3,200,000 | - | - |
| (3) その他 | 3,900,000 | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 1,500,000 | 27,700,000 | 10,200,000 |
| (2) 社債 | 8,909,200 | 8,100,000 | - |
| (3) その他 | 2,202,000 | 6,850,000 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,711,607 | - | - |
| 合計 | 22,068,731 | 42,650,000 | 10,200,000 |

(有価証券関係)

. 第14期（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券 (単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|-----|--------------|------------|---------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 9,014,498 | 9,061,107 | 46,608 |
| | その他 | 10,063,217 | 10,126,664 | 63,447 |
| | 小計 | 19,077,715 | 19,187,771 | 110,055 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 2,701,805 | 2,682,268 | 19,537 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 2,701,805 | 2,682,268 | 19,537 |
| 合計 | | 21,779,521 | 21,870,039 | 90,517 |

2. その他有価証券 (単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 42,349 | 17,443 | 24,906 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 18,535,440 | 18,505,375 | 30,064 |
| | 社債 | 17,604,671 | 17,490,777 | 113,893 |
| | その他 | 9,493,337 | 9,457,852 | 35,484 |
| | (3) その他 | 3,990,588 | 3,760,936 | 229,651 |
| | 小計 | 49,666,386 | 49,232,386 | 434,000 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | 13,127 | 22,084 | 8,957 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 17,096,521 | 17,123,188 | 26,667 |
| | 社債 | 4,142,440 | 4,166,134 | 23,694 |
| | その他 | 1,614,711 | 1,615,347 | 635 |
| | (3) その他 | 3,784,662 | 3,895,434 | 110,771 |
| | 小計 | 26,651,462 | 26,822,188 | 170,726 |
| 合計 | | 76,317,849 | 76,054,575 | 263,274 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|--------|---------|---------|
| (1) 株式 | 11,622 | 625 | 14,281 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 11,622 | 625 | 14,281 |

．第15期（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,802,119 | 1,807,716 | 5,596 |
| | その他 | 3,901,258 | 3,915,472 | 14,213 |
| | 小計 | 5,703,378 | 5,723,188 | 19,809 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,400,165 | 1,387,884 | 12,281 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,400,165 | 1,387,884 | 12,281 |
| 合計 | | 7,103,544 | 7,111,072 | 7,527 |

2．その他有価証券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 45,973 | 20,927 | 25,045 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 32,119,229 | 32,032,316 | 86,912 |
| | 社債 | 15,707,088 | 15,621,406 | 85,682 |
| | その他 | 9,281,508 | 9,216,014 | 65,494 |
| | (3) その他 | 3,231,406 | 2,988,482 | 242,924 |
| | 小計 | 60,385,207 | 59,879,147 | 506,060 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | 9,614 | 9,614 | - |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 7,742,191 | 7,743,808 | 1,617 |
| | 社債 | 1,482,321 | 1,509,884 | 27,563 |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 4,620,694 | 4,767,842 | 147,148 |
| | 小計 | 13,854,820 | 14,031,149 | 176,329 |
| 合計 | | 74,240,027 | 73,910,296 | 329,730 |

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|------------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | 17,147,914 | 11,814 | 5,519 |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | 2,629,438 | 13 | 95,889 |
| 合計 | 19,777,352 | 11,827 | 101,408 |

(デリバティブ取引関係)

| 第14期 (平成23年3月31日現在) | 第15期 (平成24年3月31日現在) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（税効果会計関係）

| 第14期 （平成23年3月31日現在） | 第15期 （平成24年3月31日現在） |
|---|---|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産（千円） | 繰延税金資産（千円） |
| 投資有価証券評価減 | 投資有価証券評価減 |
| 294,734 | 261,929 |
| ゴルフ会員権評価減 | ゴルフ会員権評価減 |
| 68,163 | 59,835 |
| 賞与引当金 | 賞与引当金 |
| 190,629 | 139,026 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| 254,572 | 187,822 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労引当金 |
| 76,336 | 92,058 |
| 時効後支払損引当金 | 時効後支払損引当金 |
| 16,898 | 6,093 |
| 事業税及び事業所税 | 事業税及び事業所税 |
| 249,057 | 160,347 |
| 減損損失 | 減損損失 |
| 351,074 | 306,912 |
| その他 | その他 |
| 70,419 | 85,655 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 1,571,885 | 1,299,681 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 742,716 | 653,911 |
| 繰延税金資産合計 | 繰延税金資産合計 |
| 829,168 | 645,769 |
| 繰延税金負債（千円） | 繰延税金負債（千円） |
| 未収配当金 | 未収配当金 |
| 368 | 223 |
| その他有価証券評価差額金 | その他有価証券評価差額金 |
| 36,925 | 67,739 |
| 繰延税金負債合計 | 繰延税金負債合計 |
| 37,293 | 67,962 |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 差引：繰延税金資産の純額 |
| 791,875 | 577,807 |
| 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 同左 |

| 第14期 (平成23年3月31日現在) | 第15期 (平成24年3月31日現在) |
|------------------------|--|
| | <p data-bbox="823 230 1465 300">3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p data-bbox="834 356 1465 853">経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p data-bbox="834 869 1465 1066">その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が56,964千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が66,391千円、その他有価証券評価差額金額が9,427千円、それぞれ増加しております。</p> |

（退職給付関係）

第14期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

| | |
|------------------------|-------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,968,146千円 |
| (2) 年金資産 | 1,153,361 |
| (3) 未認識数理計算上の差異 | 187,757 |
| (4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3) | 627,026 |

3．退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 勤務費用 | 164,361千円 |
| (2) 利息費用 | 33,939 |
| (3) 期待運用収益 | 17,115 |
| (4) 会計基準変更時差異の費用処理額 | - |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 17,274 |
| (6) その他（注） | 32,017 |
| (7) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) | 230,478 |

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第15期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在）

| | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 退職給付債務 | 2,112,696千円 |
| (2) 年金資産 | 1,396,989 |
| (3) 未認識数理計算上の差異 | 188,709 |
| (4) 前払年金費用 | 59,159 |
| (5) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4) | 586,157 |

3. 退職給付費用に関する事項（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 勤務費用 | 163,634千円 |
| (2) 利息費用 | 35,426 |
| (3) 期待運用収益 | 20,760 |
| (4) 会計基準変更時差異の費用処理額 | - |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 22,825 |
| (6) その他（注） | 33,503 |
| (7) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) | 234,629 |

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

(セグメント情報等)

第14期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

・第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

・第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------------------|-------------|-----------|----------------|----------------|--|---------------------------|-----------------|-----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都 千代田区 | 405 億円 | 金融 商品 取引 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1) | 3,217,788 千円 | 未払 手数料 | 162,450 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（ 1株当たり情報）

| <p style="text-align: center;">第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日</p> | <p style="text-align: center;">第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> |
|---|---|
| <p>1株当たり純資産額 8,094,863円52銭 1株当たり当期純利益 797,209円72銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 10,356,511千円 普通株式に係る当期純利益 10,356,511千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,990株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p> | <p>1株当たり純資産額 6,359,257円46銭 1株当たり当期純利益 571,651円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 7,424,862千円 普通株式に係る当期純利益 7,424,862千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,988株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p> |

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

| | | 第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在) | |
|----------|----------|-------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | | 1,213,290 |
| 有価証券 | | | 23,706,612 |
| 前払費用 | | | 82,169 |
| 未収委託者報酬 | | | 1,696,230 |
| 繰延税金資産 | | | 269,795 |
| その他 | | | 331,432 |
| 流動資産合計 | | | 27,299,531 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | 240,849 | |
| 器具備品 | 1 | 150,405 | |
| 土地 | | 186,000 | |
| 無形固定資産 | | | 1,217,236 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 57,454,810 | |
| 従業員貸付金 | | 8,875 | |
| 長期差入保証金 | | 508,538 | |
| 繰延税金資産 | | 216,482 | |
| その他 | | 192,562 | |
| 貸倒引当金 | | 70,800 | |
| 固定資産合計 | | | 60,104,960 |
| 資産合計 | | | 87,404,491 |

| | | 第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在) | |
|--------------|----------|-------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | | 39,859 |
| 未払金 | | | 836,788 |
| 未払収益分配金 | | 1,256 | |
| 未払償還金 | | 65,052 | |
| 未払手数料 | | 679,351 | |
| その他未払金 | | 91,128 | |
| 未払費用 | | | 490,926 |
| 未払法人税等 | | | 1,667,814 |
| 賞与引当金 | | | 345,466 |
| 役員賞与引当金 | | | 27,000 |
| 流動負債合計 | | | 3,407,855 |
| 固定負債 | | | |
| 時効後支払損引当金 | | | 827 |
| 退職給付引当金 | | | 567,425 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 141,560 |
| 固定負債合計 | | | 709,812 |
| 負債合計 | | | 4,117,668 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | | 670,000 |
| 資本準備金 | | 670,000 | |
| 利益剰余金 | | | 79,875,993 |
| その他利益剰余金 | | 79,875,993 | |
| 繰越利益剰余金 | | 79,875,993 | |
| 自己株式 | | | 50,310 |
| 株主資本合計 | | | 83,175,682 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 111,140 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 111,140 |
| 純資産合計 | | | 83,286,823 |
| 負債・純資産合計 | | | 87,404,491 |

(2)中間損益計算書

| | | 第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 | |
|--------------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額（千円） | |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 16,705,528 |
| 投資顧問料 | | | 294,616 |
| 営業収益計 | | | 17,000,144 |
| 営業費用・一般管理費 | | | |
| 営業費用 | | | 8,988,271 |
| 支払手数料 | | 6,594,275 | |
| その他営業費用 | | 2,393,995 | |
| 一般管理費 | 1 | | 3,832,103 |
| 営業費用・一般管理費計 | | | 12,820,374 |
| 営業利益 | | | 4,179,769 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息及び配当金 | | 214,045 | |
| 時効成立分配金・償還金 | | 6,810 | |
| その他 | | 23,663 | |
| 営業外収益計 | | | 244,519 |
| 営業外費用 | | | |
| その他 | | 4,786 | |
| 営業外費用計 | | | 4,786 |
| 経常利益 | | | 4,419,501 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 9,200 | |
| 特別損失計 | | | 9,200 |
| 税引前中間純利益 | | | 4,410,301 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 1,566,567 |
| 法人税等調整額 | | | 115,469 |
| 中間純利益 | | | 2,728,263 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

| | |
|----------------|------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高及び当中間期末残高 | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高及び当中間期末残高 | 670,000 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高及び当中間期末残高 | 670,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 79,031,005 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,883,275 |
| 中間純利益 | 2,728,263 |
| 当中間期変動額合計 | 844,987 |
| 当中間期末残高 | 79,875,993 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 79,031,005 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,883,275 |
| 中間純利益 | 2,728,263 |
| 当中間期変動額合計 | 844,987 |
| 当中間期末残高 | 79,875,993 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | 48,261 |
| 当中間期変動額 | |
| 自己株式の取得 | 2,049 |
| 当中間期変動額合計 | 2,049 |
| 当中間期末残高 | 50,310 |

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

| | |
|-----------------------|------------|
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 82,332,743 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,883,275 |
| 中間純利益 | 2,728,263 |
| 自己株式の取得 | 2,049 |
| 当中間期変動額合計 | 842,938 |
| 当中間期末残高 | 83,175,682 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 261,991 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 150,850 |
| 当中間期変動額合計 | 150,850 |
| 当中間期末残高 | 111,140 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 261,991 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 150,850 |
| 当中間期変動額合計 | 150,850 |
| 当中間期末残高 | 111,140 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 82,594,735 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,883,275 |
| 中間純利益 | 2,728,263 |
| 自己株式の取得 | 2,049 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 150,850 |
| 当中間期変動額合計 | 692,088 |
| 当中間期末残高 | 83,286,823 |

[重要な会計方針]

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[会計方針の変更]

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による中間損益計算書等に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

第16期中間会計期間末
(平成24年9月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

| | |
|------|-------------|
| 建物 | 519,783千円 |
| 器具備品 | 559,580千円 |
| 計 | 1,079,363千円 |

(中間損益計算書関係)

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 43,321千円 |
| 無形固定資産 | 300,721千円 |
| 計 | 344,042千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

| 第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 | | | | | |
|---|----------------|------------------|------------------|----------------|------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数 (単位:株) | | | | | |
| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期末 株式数 | |
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 | |
| 2. 自己株式の種類及び株式数 (単位:株) | | | | | |
| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期末 株式数 | |
| 自己株式 普通株式 | 10 | 0 | - | 10 | |
| 3. 配当に関する事項 配当金の支払額 | | | | | |
| (決議) | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 1,883百万円 | 145,000円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 |

（リース取引関係）

| 第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在) | |
|------------------------------------|-------------|
| 借主側 | |
| オペレーティング・リース取引 | |
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 569,185千円 |
| 1年超 | 756,848千円 |
| 合計 | 1,326,034千円 |

（金融商品関係）

第16期中間会計期間末
（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）参照）

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------------|------------|----|
| （1）預金 | 1,213,290 | 1,213,290 | - |
| （2）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 81,030,593 | 81,030,593 | - |
| （3）未収委託者報酬 | 1,696,230 | 1,696,230 | - |
| 資産計 | 83,940,114 | 83,940,114 | - |
| （1）未払手数料 | 679,351 | 679,351 | - |
| （2）未払法人税等 | 1,667,814 | 1,667,814 | - |
| 負債計 | 2,347,165 | 2,347,165 | - |

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第16期中間会計期間末
(平成24年9月30日現在)**負債**

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式(*1) | 130,830 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(有価証券関係)

第16期中間会計期間末
(平成24年9月30日現在)

その他有価証券 (単位:千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------------|---------|----------------|------------|---------|
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | (1) 株式 | 27,506 | 17,443 | 10,063 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 38,288,643 | 38,177,475 | 111,167 |
| | 社債 | 13,134,705 | 13,082,069 | 52,635 |
| | その他 | 8,036,344 | 7,978,607 | 57,736 |
| | (3) その他 | 4,223,606 | 4,070,431 | 153,175 |
| | 小計 | 63,710,806 | 63,326,028 | 384,778 |
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの | (1) 株式 | 8,963 | 13,098 | 4,134 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 7,050,316 | 7,050,998 | 682 |
| | 社債 | 2,694,230 | 2,704,891 | 10,661 |
| | その他 | 4,416,436 | 4,418,514 | 2,078 |
| | (3) その他 | 3,149,840 | 3,362,121 | 212,280 |
| | 小計 | 17,319,787 | 17,549,625 | 229,838 |
| 合計 | | 81,030,593 | 80,875,654 | 154,939 |

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第16期中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

| 第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 | |
|---|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 6,412,706円67銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 210,058円73銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。 | |

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 | |
|---|-----------|
| 中間純利益（千円） | 2,728,263 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益（千円） | 2,728,263 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 12,988 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成24年4月1日現在 | 事業の内容 |
|--------------|---------------------------|--|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>（平成24年3月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在 | 事業の内容 |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 | 450 | 金融商品取引法に定める投資運用業務等を営んでいます。 |

(3) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在 | 事業の内容 |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
 該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

| | |
|------------|---------------|
| 平成24年5月17日 | 臨時報告書 |
| 平成24年7月19日 | 臨時報告書 |
| 平成24年8月2日 | 有価証券報告書 |
| | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 平成24年9月20日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユーロ・ソブリン・オープンの平成24年5月8日から平成24年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーロ・ソブリン・オープンの平成24年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月19日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。